

# もやすごみに金属類を入れないで!

ごみ焼却施設では、もやすごみの焼却処理を行っており、昨年度は約38,770tものごみを焼却しています。

しかし、どんなごみでも焼却できるわけではありません。特に、金属類が混入すると、焼却炉の中で燃え残り、灰を押し出す装置を詰まらせるなどのトラブルの原因となります。最悪の場合は、焼却炉の長期的な停止が危ぶまれる事態に陥ります。また、灰にまみれた金属類は資源になりません。



鶴岡市ごみ焼却施設



ごみ焼却施設の灰の中から発見された金属類(番線・刈払い機の刃などと思われる)



## ごみの分別方法

適正なごみ処理を継続していくためにも、ごみの分別を今一度ご確認ください。



マークの缶

➡ **緑色のごみ袋**へ



スチール

マークの缶(お菓子の缶など)

➡ **青色のごみ袋**へ



衣類・かばん・靴類

➡ **例外的に、金属がついていても茶色のごみ袋**で出してください



金属製品・金属と金属以外の複合品

➡ **青色のごみ袋**へ  
(袋に入らなければ粗大ごみ)



スプレー缶・カセットボンベ・ライター

➡ **必ず中身を使い切り(ガスを出しきり)、穴を開けず、中身が分かる透明な袋に入れて、蛍光管・乾電池等の日**に出してください。(ガスが残っていると、収集車やリサイクルプラザでの発火事故の原因になります)



モバイルバッテリー・電子タバコ

➡ **蛍光管・乾電池等の日**に透明な袋に入れて出してください  
(過度な力が加わることで発火する恐れがあります)



事業活動から出た金属類

➡ **産業廃棄物ですので、産業廃棄物処理業許可業者に処理を依頼**してください。

※事業活動には、個人経営の店舗や農業、漁業も該当などします。

※**事業活動に伴って生じるごみは、ごみステーションに出すことはできません!**



※焼却に向かないごみが混入しないように、ごみ焼却施設にごみを持ち込まれる際は、**職員が中身を確認させていただいております**ので、ご協力をお願いします。

【問合せ】鶴岡市役所市民部環境政策課  
住所: 宝田三丁目13番6号  
電話: 0235-22-2849